

令和4年度 第2回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 令和4年8月29日(月)

午後1時30分～午後2時00分

場所 焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」
3階多目的ホール

令和4年度 第2回 焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

次第

- 1 開会
- 2 諮問 焼津市国民健康保険税の改正について
- 3 協議事項
 - (1) 焼津市国民健康保険税の課税限度額の改正について
 - (2) 焼津市国民健康保険税の税率改正について
- 4 閉会

出席委員

被保険者代表

曾根早苗、増田永二、池谷均、齊藤恵美

保険医又は保険薬剤師代表

亀山八郎、大石美満

公益代表

近藤隆久、岡本康夫、石神とみ子

被用者保険等代表

大木富夫、玉川茂

事務局出席者

櫛田健康福祉部長

鈴木国保年金課長、加藤給付担当係長、望月保険担当係長

前川納税促進課長

塩谷成人保健担当主任主査

内容

鈴木課長 ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、本日司会を務めさせていただきます国保年金課長の鈴木と申します。どうぞよろしく申し上げます。

開会にあたり、副市長よりご挨拶をさせていただきます。

副市長 (副市長 挨拶)

鈴木課長 ありがとうございました。

続きまして、後ほど説明いたします焼津市国民健康保険税の改正について、諮問書をお渡しします。本来であれば諮問書は市長よりお渡しするところではありますが、本日市長は公務のため、市長に代わりまして副市長よりお渡しいたします。なお、本日は村松会長が急きょ体調不良により欠席されることとなりましたので、職務代行者の岡本委員にお願いしたいと思います。ではテーブルの前にご移動願います。

(副市長 諮問書を読上げ、岡本会長代行に手渡す)

鈴木課長 ありがとうございました。諮問事項の内容につきましては、この後、協議事項の中で事務局より説明させていただきます。

なお、副市長につきましては、公務により退席させていただきますのでご了解願います。

(副市長、退席)

鈴木課長 それでは、ただいまから第2回焼津市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ここで、本日の出席者数を事務局より報告いたします。

事務局 本日の出席者数ですけれども、被保険者代表4人、保険医及び保険薬剤師代表2人、公益代表3人、被用者保険等代表2人 以上合計11人ですので、焼津市国民健康保険条例第2条の規定による委員定数の過半数に達しており、かつ、それぞれの代表区分ごとに1名以上の委員が出席しております。したがって、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

なお、委員の皆様には、本会議の会議録につきまして市のホームページに掲載させていただきますことをご了承願います。

鈴木課長 それでは、焼津市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、ここからの進行を岡本会長代行に申し上げます。

(会長代行 議長席へ移動)

議長

ただいまご紹介いただきました、会長の代行をさせていただきます岡本と申します。よろしくお願ひいたします。これから諮問に対しての審議をさせていただきますので、活発なご意見をお願いします。答申につきましては、焼津市の被保険者を含めた市民の皆さんが健康な日々が送れますような、そんな思いで答申させていただければと思います。

それでは、これより会議の進行をさせていただきます。まず、本日の会議録署名人を指名させていただきます。会議録署名人につきましては、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。会議録署名人は、池谷均委員、大石美満委員、お二人をお願いします。

それでは、これより議事に移りますのでご協力をお願いします。

まず最初に、(1) 焼津市国民健康保険税の課税限度額改正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(課税限度額の改正について説明)

議長

ただいまの説明で、皆さん何かご意見、質問等ございましたらお願いします。

池谷委員

ただいま事務局から説明がありました課税限度額改正について、若干の負担増になる世帯がありますけれども、地方税法の改正にあわせて引き上げるということで、これまでも改正の翌年度に実施してきたということです。今回につきましても改正することでよいのではないかと思います。また県内近隣の状況を見ましても限度額の改正が行われておりますので、当市においても改正していく必要があると思います。

議長

ありがとうございます。他の委員の皆さんのご意見がありましたらお願いします。

意見がないようですので、次に移らせていただきます。(2) 焼津市国民健康保険税の税率改正についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

(税率改正について、第1回国保運営協議会で概ね賛同いただいた案3をもとに説明)

議長

ありがとうございます。皆さんからご意見をいただきたいと思います。ご意見がありましたらお願いしたいと思います。事務局の方から、来年度

から開始して令和9年度にかけて実施したいという説明がありました。いかがでしょうか。

増田委員

前回、県の運営方針に基づいて資産割はもう使用せず、減額分については所得割で確保していくということで皆さんにご了承いただいていると思います。そのような中で急激な変更にならないように緩和措置を用いて複数年で実施するということから考えまして、令和5年から令和9年度の間で実施して、平均的に進めていくこの案で妥当なのではないかと思います。

議長

増田委員の方から、県の運営方針に沿ったかたちであるということと、急激な負担増とならないように令和9年度までに（段階的に）実施することで賛成のご意見をいただきました。

前回の運営協議会で、事務局から案3による税率の説明がありましたが、これについてはいかがでしょうか。

齊藤委員

資産割がある世帯は、所得と資産の額によっていろいろなパターンとなってしまうのは仕方がないかと思います。資産が全くない世帯は、所得割だけが増えていくこととなりますが、案3であれば増額の幅が毎年ほぼ同じ額となりますし、基金の一部を活用して被保険者の負担を軽減させる案となっていますので、こちらの案がよろしいかと思います。

議長

ありがとうございます。齊藤委員からは、資産のない所得割だけの方であつてもなだらかになるということで、よろしいのではないかというご意見をいただきました。それ以外にも税負担の軽減を図る意図のもとで基金を一部割り当てていくことにも賛同いただきました。

他によろしいでしょうか。

他に無いようですので、賛否をとりたいと思います。

まず、国民健康保険税の課税限度額の改正について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総数)

ありがとうございます。課税限度額の改正につきましては賛成が総員ですので、事務局の説明のとおり、基礎課税分の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を19万円から20万円に改正することが適当であることを答申したいと思います。

では次に、焼津市国民健康保険税の税率改正について、事務局より説明のあった案の率に改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手総数)

ありがとうございます。挙手総員ですので、説明のあった案の税率が適当であることを答申したいと思います。

税負担の公平性や国保財政の健全化のためにも、適正な賦課徴収に努めていただき、また長期的視野からも、市民の健康増進に力を注ぎ、医療費の抑制につなげるよう努力していただきたいと思いますので、こちらも附帯意見として答申に添えていきたいと思います。

本来であれば、ここで時間をいただいて答申書を取りまとめて委員の皆様にご確認いただくところでございますけれども、時間の都合もございますので、答申書の作成については、私と会長で取りまとめ、作成した答申案については事務局を通じて文書にて皆様にご確認いただくようにさせていただきますきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

答申の流れについて事務局より説明をお願いします。

事務局

皆様に審議していただきました今回の内容につきまして、この後答申としてまとめまして、会長から市長へ答申書をお渡しいただくこととなります。議長より説明いただきましたけれども、答申の案を作成していただきましたら、皆様へ通知し確認いただくことを考えております。答申書の引き渡しについては、これから調整させていただきます。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き渡し当日は可能な限り委員の皆様にも参加のご案内ができたかと考えております。引き渡し当日に出席できなかった委員の皆様には、後日事務局より答申書の写しを送付させていただく予定です。以上となります。

議長

以上で本日の全ての議事が終了となります。

これにて、令和4年度第2回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

<閉会>